

合志市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年2月10日(金)午後1時23分から午後1時50分

2. 開催場所 合志市役所2階大会議室

3. 出席委員(14人)

会長	14番	福嶋	求仁子
会長職務代理者	1番	平山	和敬
委員	2番	清原	啓喜
〃	3番	上野	育夫
〃	4番	平野	昭代
〃	5番	高島	一久
〃	6番	村上	幸記
〃	7番	長野	昌治
〃	8番	齋藤	典夫
〃	9番	野田	隆一
〃	10番	城	英夫
〃	11番	青木	恵夫
〃	12番	岡田	政広
〃	13番	坂口	正子

4. 欠席委員(0名)

5. 議事日程

(1)議事録署名者

(2)農家調査及び現地調査員

(3)議案

第1号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第2号議案 農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしについて

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用(届出)について

6. 農業委員会事務局職員

局長 坂上 範行

次長 竹田 直広

主幹 秋吉 秀美

○事務局長 令和5年2月の農業委員会総会を開会いたします。

開会にあたりまして、福嶋会長から挨拶をお願いいたします。

○会長（福嶋求仁子君） 皆さん、こんにちは。

本当に冬から春へという変わり目のときで、三寒四温と申しますけれども、暖かい日と寒い日が本当に交互に繰り返してきまして、どうぞお身体のほうを十分ご注意くださいと思います。また、北のほうでは弾丸低気圧ということで、災害に結びつかないようであればいいなあと思いながら、きょうお昼のテレビを見ていたところです。

さて、私どもの農業のほうも春の種蒔きシーズンになりまして、これから少しずつ忙しくなってくるかと思えます。また、西瓜農家の皆さん方は今が本当にまた忙しい時期ではないかと思えます。どうぞ本当にお身体のほうは気をつけていただきたいと思えます。

それで、1月の間なんですけれども、お正月明けましたらすぐに大変忙しくなっていてまいりまして、特に私のほうも今度4月から7月にかけて、熊本県内では25近くの農業委員会で改選の時期を迎えますので、ほぼ半数が入れ替わるかもしれないというような状況になっておりますので、それぞれの市町村、特に南部のほうを中心にご挨拶に伺いまして、女性登用のほうをお願いしてまいりました。

また、佐賀県のほうにも1月30日、31日にお伺いいたしまして、最適化の研修会も行われております。熊本のほうは2月22日だったと思えますけれども、同じような研修が行われますので、そちらのほうに事例発表のほうで出かけさせていただきました。

そのあと、つい先日なんですけれども、武雄市のほうから、また合志市に研修ということで視察研修にお越しいただいて、私の事例報告を聞いたうえでの視察でしたので、本当に皆さん心置きなくというか、いろいろな意見も頂戴いたしまして、相互に研修することでお互いの良いところを学び合うということで、とても良い研修になったのではないかと考えております。また研修は合志市のほうもできたら行きたいところがございますが、また事務局と相談しながら、任期の間には考えることができればと考えております。

きょうの事案のほうは、5条の2件と報告と基盤強化のほうになっておりますので、どうぞ最後までよろしくお願ひしたいと思えます。

○事務局長 それでは、本日の総会の成立についてご報告いたします。

本日は、全員の委員さんがおそろいでございます。よって、合志市農業委員会会議規則第6条の規定により、本日の総会が成立することをご報告いたします。

では、このあとの議事進行につきましては、会議規則により、会長より進行をお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） それでは、会議前に注意事項を申し上げます。会議中の携帯電話につきましては、電源を切られるかマナーモードにされますようお願いいたします。また、会議中での委員の私語につきましては、慎んでいただきますようお願いいたします。特に何か質疑や質問があれば、挙手により発言をす

るようお願いいたします。

-----○-----

(1) 議事録署名者

○議長（福嶋求仁子君） それでは、3の議事に入ります。

議事録署名者につきましては、8番の齋藤委員、9番の野田委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

-----○-----

(2) 農家調査及び現地調査員

○議長（福嶋求仁子君） 農家調査及び現地調査員につきましては、3番の上野委員、7番の長野委員、以上2名の委員さん方へ適宜意見をお伺いいたしますので、よろしくお願いいたします。

-----○-----

(3) 議案

○議長（福嶋求仁子君） それでは議案に入ります。

第1号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転につきまして上程いたします。

所有権移転、番号1につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の1ページをお願いいたします。

所有権移転番号1の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は特定建築条件付売買予定地への転用で、売買による所有権移転です。

議案書別紙の1ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が番号1の申請地で、はあもにい保育園の東側、群山の西側に位置する農地です。

次の2ページが申請地の現況です。

3ページが配置図です。申請者は建築業を営む法人で、当該申請地を売買により取得し、特定建築条件付売買予定地10区画を整備する計画です。

4ページをお願いします。まず、(1)の立地基準についてですが、5ページにお示ししておりますとおり、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内存在する農地であることから、第1種農地となり、原則転用することはできませんが、例外規定の住宅その他申請地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当するため許可可能です。

(2)の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありませぬ。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の3番、上野委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○3番（上野育夫君） それでは、現地調査につきまして報告いたします。

令和5年1月31日の午後、私と酒井推進委員、農業委員会職員とで現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。申請地の北側及び南側は農地ですが、境界にブロックを設置予定で土砂流出防止がなされており、また、造成、排水についても計画されているため特段心配はないかと思います。

皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。特に質問はよろしかったでしょうか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご意見やご質問がないようでございますので採決を行います。

第1号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号1について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第1号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号1は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第1号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転につきまして上程いたします。

所有権移転、番号2につきまして事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の1ページをお願いいたします。

所有権移転番号2の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は駐車場及び資材置場への転用で、売買による所有権移転です。

議案書別紙の7ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が番号2の申請地で、栄保育園の西側、国道387号の東側に位置する農地です。なお、点線囲みの部分は今回の事業予定地には含まれておりますが、農地転用許可の必要がない宅地の部分です。

次の8ページが申請地の現況です。

次の9ページが配置図です。申請者は不動産業を営む法人で、当該申請地を売買により取得し、申請地付近での開発事業のための駐車場及び資材置場を整備する計画です。

10ページをお願いします。まず、(1)の立地基準についてですが、次の11ページにお示ししておりますとおり、農地の広がり申請地のみ約9.7haであることから、農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地に該当するため、第2種農地となり許可可能です。

(2)の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はございません。

事務局からは以上でございます。

○議長(福嶋求仁子君) 事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の7番、長野委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○7番(長野昌治君) それでは、現地調査について報告いたします。

令和5年1月31日午後より、私と林推進委員、農業委員会職員と現地調査を行い、申請代理人より申請内容をお聞きいたしました。申請地の東側及び南は農地ですが、敷地は隣接地よりも低く、造成予定で、さらに資材及び車は境界から1mほど離す予定であるため心配はないかと思えます

皆様のご審議をよろしく申し上げます。

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して何かご意見やご質疑はございませんか。特に質問はございませんか。

(なしの声あり)

○議長(福嶋求仁子君) それではご意見、ご質問がないようでございますので、採決を行います。

第1号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号2について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第1号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号2は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第2号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしにつきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは、議案書2ページをお開きください。

第2号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定の決定についてご説明申し上げます。

次の3ページは農用地利用集積計画の総括表です。左側が今回の2月総会分、右側が令和5年1月、第1回からの利用権設定面積の累計数になります。

次の4ページは、利用権設定等状況一覧表の中の所有権移転関係になります。詳しい内容につきましては、10ページをごらんください。

次の5・6ページが今回の利用権設定等状況一覧表です。6ページ、表の右側、農用地の面積（イ）の計の下が利用権設定、総合計の面積75,017㎡です。

次の7ページをごらんください。

今月の利用権設定申出書・計画書の件数は22件です。

1番から14番までが再設定です。15番から22番までが新規です。

貸人・借人、経営面積、利用権を設定する農地につきましては議案書に記載のとおりです。個別の内容につきましては、利用権の種類、利用内容、期間、10a当たりの賃借料の順に説明いたします。

番号1、賃借権、西瓜、10年、14,000円

番号2、賃借権、水稻、麦、10年、20,000円

番号3、賃借権、水稻、5年、20,000円

番号4、賃借権、トウモロコシ・イタリアン、5年、15,000円

番号5、賃借権、トウモロコシ・イタリアン、5年、15,000円、2筆

番号6、賃借権、水稻・麦、5年、20,000円

番号7、賃借権、トウモロコシ、5年、20,000円

番号8、賃借権、サツマイモ、5年、15,000円

番号9、賃借権、水稻・大麦・WCS、5年、25,000円、3筆

番号10、賃借権、大豆・麦、5年、15,000円

番号11、賃借権、芝、5年、15,000円

番号12、賃借権、WCS・イタリアン、5年、10,000円

番号13、賃借権、芝、1年、20,000円、2筆

番号14、使用貸借、水稻・スイートコーン、10年、0円、10筆

番号15、賃借権、サツマイモ、5年、10,000円

番号16、賃借権、スイートコーン・キャベツ、5年、20,000円

番号17、賃借権、大豆、5年、15,000円

番号18、賃借権、トウモロコシ、5年、14,000円、2筆

番号19、賃借権、トウモロコシ、5年、15,100円

番号20、賃借権、トウモロコシ、5年、14,900円

番号21、賃借権、WCS、5年、20,000円

番号22、賃借権、WCS・イタリアン・水稻、5年、10,000円、2筆

以上、第3号議案は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

次の10ページは、4ページ利用権設定等状況一覧表・所有権移転関係の説明です。

次に、10ページ下段の農地法第18条第6項の規定、合意解約による通知書の集計を報告いたします。

今回の合意解約件数は、6件、12,386㎡でございます。
内契約予定件数が、5件、9,497㎡でございます。
内契約がない件数、1件、2,889㎡です。
今回5件は次の契約が予定されております。契約がない1件につきましては、
地主さんがご自身で耕作をされるということです。
これで第2号議案の説明を終わります。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。
ただいま事務局からの説明が終わりました。何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。特にございませんか。
はい、坂口委員。

○13番（坂口正子君） 先月もあったんですけど、畑なのにWCSとまた書いてあるんですけど、21番と22番と12番は畑でWCS、イタリアンはわかるんですけど、WCS・・・。

○事務局 確認しましたが、WCSを植えるとおっしゃいました。

○13番（坂口正子君） でも畑なら作れませんよね。

○事務局 一応このあいだも申し上げましたとおり、こちら地目は登記簿上の畑を記載しております。なので現況は田なのかもしれません。一応多分このあいだもご指摘がありましたので確認をしたところです。やはり同じ答えでしたので。

○議長（福嶋求仁子君） 局長、お願いいたします。

○事務局長 今回の件で補足させていただきますと、確かにこれ議案書上、畑でWCSを植えるというのは明らかに違和感があります。現状では議案書には登記地目で書いているんですけども、それを現況地目で記載すればこういうことは起こらないので、そういう記載方法に改めるということで、ちょっと事務局で考えさせていただきますたいと思います。よろしいでしょうか。

○議長（福嶋求仁子君） はい。坂口委員、よろしかったでしょうか。

○13番（坂口正子君） はい。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。改正事項として、わかりやすく変化していければいいかなと思っております。
そのほかご質問ございませんか。
はい、齋藤委員。

○8番（齋藤典夫君） 今回の件で坂口さんがおっしゃった21番が私が利用権設定の相

談を受けたんですけど、貸人と借人がそれぞれ近所で面識があるんですけど、こういう場合、利用権設定を受け付けるときに書類を持ってきますよね、そのとき現況を確認した方がいいのかなど。この場合、21番の方は以前から水稻を植えていたような記憶があるので、本来はそこまで現況を見た方がいいということですか。こういうことになると。

○事務局 見ていただければありがたいです。私も気をつけて見るようにはしているんですけども、見ていただくとさらにありがたいし、逆に気づいたところがあれば、持ってきていただいたときにこういうことを気になるけどというのを教えていただくと、こちらから出てきた内容について、こちらの21番の方には両方にお電話したところですけども、そういうふうにお答えいただいたので、教えていただくと逆に私はありがたい、事務局としてはありがたいと思いますので（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）よろしくをお願いします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

書類を手元にとられたときに一度少し見ていただいて、皆さんは畑のほうはよくご存じのことと思いますので。

はい、清原委員。

○2番（清原啓喜君） こういう事案は農政課はどっちにみるんですかね。畑とみるんですか田んぼとみるんですか。畑とみた場合はWC Sは植えても補助金がこんけんですね、だから農政課がどっちにみとるかですね、本来。

○議長（福嶋求仁子君） 局長、お願いいたします。

○事務局 その農政課のほうの補助金の対象になるかどうかというのは、市内の水田1筆ごとに水田台帳という台帳があって、それに載っているか載っていないかなんですよね。ですので、当然その水田台帳というのは私ども農業委員会職員も見ることができますので、それを確認のうえ、この議案書に載せる地目はそれに併せたところでいきたいなと思っております。

ただ、現状で再設定用紙を印刷で作成するんですけども、それが確か現状ではどうしても登記地目で出てしまう部分があるので、そこまで変えられればいいなあとには思っているんですけども、そこが簡単にはいかないようでしたら、再設定用紙にはそこらへんは登記地目として印刷は出てしまうけれども、議案書上は水田台帳に基づく現況の地目で載せさせていただければなと思っております。

○議長（福嶋求仁子君） ご理解いただいてよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）ありがとうございます。

そのほかございますか。よろしかったでしょうか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご意見、ご質問がないようでございますので、採決を行います。

第2号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしにつきまして、承認することに異議がない方の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第2号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしにつきましては、原案のとおり可決されました。

続きまして、第1号報告、農地法第4条第1項第8号の規定による農地の転用届出につきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明します。議案書の11ページをお開き願います。

今回の市街化区域内の農地転用4条届出につきましては1件の届出がっております。

続けて、場所を説明します。議案書の12ページをお開きください。

図面中央やや右側の太枠斜線部分が今回の届出地です。九州自動車道と堀川の間、須屋市民センターの北東側に位置する農地で、賃貸住宅3棟及び進入路への転用です。

現地はすでに業者が造成工事に取りかかっており、申請者から今後はこのようないことがないように農地法を順守するむねの顛末書が提出されています。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局から第1号報告、農地法第4条第1項第8号の規定による農地の転用届出についての説明が終わりました。委員さん方から何かご質疑はございませんでしょうか。質問なしと認めてよろしいでしょうか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご意見がないようでございます。

第1号報告、農地法第4条第1項第8号の規定による農地の転用届出につきましては、以上で報告を終わります。

以上で議案のほうが終わりましたので、事務局へお返しいたします。

-----○-----

（4）閉会

○事務局長 では、皆様方、慎重審議ありがとうございました。

以上をもちまして、令和5年2月の農業委員会総会を閉会いたします。

-----○-----

閉 会 午後 1 時50分